

富山大学ダイバーシティ推進センター規則

令和2年3月24日制定

令和2年6月9日改正

令和4年3月17日改正

令和6年12月25日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学ダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）における男女共同参画及びダイバーシティの推進を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、国立大学法人富山大学ダイバーシティ推進委員会が定める方針に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画及びダイバーシティの推進に係る事業の実施に関すること。
- (2) 男女共同参画及びダイバーシティの推進に係る外部機関との連携に関すること。
- (3) 男女共同参画及びダイバーシティの推進に係る情報収集及び広報に関すること。
- (4) 男女共同参画及びダイバーシティの推進による地域活性化に関すること。
- (5) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部及び教養教育院から選出された教員 各2人
- (4) 和漢医薬学総合研究所及び附属病院から選出された教員 各1人
- (5) センター長が指定する機構から選出された教員 若干人
- (6) コーディネーター
- (7) 総務部長
- (8) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名した者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名する学長の任期の末日を超えることができない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合、後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する副センター長がその職

務を代行する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が推薦し、学長が命ずる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦するセンター長の任期の末日を超えることができない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合、後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター協力教職員)

第7条 第4条第3号から第5号及び第8号の職員をセンター協力教職員という。

- 2 センター協力教職員は、センターの業務を行う。
- 3 センター協力教職員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第8条 コーディネーターは、男女共同参画及びダイバーシティの推進を目的とする取組みの企画、運営及び実施等に係る業務を行う。

(総務部長)

第9条 総務部長は、センターの事務を総括する。

(部門)

第10条 センターに、センターの業務を実施するため、次の部門を置く。

啓発部門

環境整備部門

次世代育成部門

広報部門

- 2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、関係部局の協力を得て、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人富山大学男女共同参画推進室要項（平成20年7月8日制定）は、廃止する。

- 3 この規則の施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 4 この規則の施行後、最初に指名される副センター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 5 この規則の施行後、最初に選出される第7条に規定する教員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年6月9日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。